

ケーブルプラス電話規約

第1条 規約の適用

規約は、株式会社CRCCメディア(以下「CRCC」という)と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「KDDI:ケーブルプラス電話約款」という)を承諾し、KDDI株式会社(以下「KDDI」という)よりCRCCを介してケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」という)の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

2 CRCC及びKDDIがホームページその他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

CRCCは、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の条件は、変更後の規約によります。

2 CRCCが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

CRCC所定の工事の申込みをする者が本規約を承認し、別に定めるCRCC所定の申込書に所要事項を記入のうえ、CRCCに対しCRCC所定の工事の申込みをし、CRCCが受け付けた順に従って承諾したときに、CRCCと当該申込者との間で本規約を内容とする契約が成立します。(以下契約成立後の当該申込者を「契約者」という)

2 CRCCは前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

- (1)ケーブルプラス電話接続回線(以下、「電話接続回線」という)を設置し、又は保守することが技術上困難な場合。
- (2)申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがある場合。
- (3)申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、記入漏れ等をいいます。)がある場合。
- (4)加入申込者が未成年、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、成年後見人の同意が得られない場合。
- (5)料金等のお支払い方法について、CRCCが定める方法に従っていただけない場合。
- (6)その他、当社の業務遂行上支障がある場合。

3 CRCCは、本人及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第4条 加入申込みの撤回等

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。

2 前項の規定による加入申込みの撤回は、前項の文書をCRCCが受領したときにその効力を生じます。

3 加入契約後の引込工事、宅内工事等が着工済、また完了済の場合には契約者はその工事に要した費用の全てを負担するものとします。

4 契約の撤回に伴い、当社は契約者の最寄りの引込端子から保安器までの引込工事に係る施工部分及び終端装置等を撤去し、契約者は工事費を支払うとともに撤去に伴う契約者が所有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負担にて行うものとし、CRCCはその復旧について一切の責任を負いません。

第5条 設備の設置

契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、CRCCがケーブルプラス電話に必要となる設備の設置を実施することにつき、承諾したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべてCRCCまたはCRCCの指定する業者が行うものとします。尚、終端装置はCRCCが提供し、所有権もCRCCに帰属します。契約(あるいは申込)が撤回、または契約が解除された場合、契約者は直ちに終端装置をCRCCに返却するものとします。尚、CRCCに返却がない場合は、CRCCは別に定める損害金を請求します。

2 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構造物等に立ち入り、これらの電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人がいるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、CRCCの電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4 契約者は当社が提供した終端装置の移動、取り外し、変更、分解、若しくは損壊又は線条その他の胴体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第1項で規定する未返却時の損害金を適用し、CRCCに支払うものとします。

第6条 KDDI提供サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、KDDI:ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る

KDDIの債権が、KDDIの定めるところによりCRCCに譲渡されること、その結果CRCCが当該債務の履行を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者はCRCC及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することを承諾したものとします。

第7条 料金

適用条件(料金額)

第5条1項に定める設備の設置に伴う料金等(以下「設置料金」という)は契約者負担とし、その額は別に定めることとします。

また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDDI:ケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

2 決済条件

設置料金及び、前条に基づきKDDIが当社に債権譲渡した料金(以下両者を併せて「本利用料金」という)の支払い方法は、CRCCが別に定めるところによります。また、その請求についてCRCC指定締日で行うこととします。

3 延滞料金

契約者が、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払い期日を経過しても支払わない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

4 ご請求

本利用料金はCRCCの債権となりますので、請求はCRCCからとなります。

第8条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、CRCCに申告していただきます。

2 前項の申告に基づき、CRCCはCRCC及びKDDIの設備の修理または対応(以下「サポート」という)のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。

3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びにCRCCまたはKDDIの責に帰すことのできな事由により契約者が本サービスを利用できない場合、CRCCは前項のサポートの責を負いません。

第9条 利用の停止

契約者が本利用料金等の債務について、支払い期日を経過しても支払わない場合(支払い期日を経過した後、CRCCが指定する料金収納を行う店舗にて支払われた場合であって、CRCCがその支払いの事実を確認できないときを含みます)は、ケーブルプラス電話の利用が停止されることがあります。

第10条 契約の解除

CRCCは、次の場合には本契約を解除することがあります。

(1)工事費その他の債務の全部又は一部について支払い期日を経過しても支払わない又は支払わない恐れのある場合。

(2)契約の申込みに当たり、事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合。

(3)CRCCが契約に基づき設置した電気通信設備の移動、取り外し、変更、分解、若しくは損壊等、又はその設備に線条その他の導体を接続した場合。

(4)電気通信回線の地中化等、CRCC又は契約者の責に帰さない事由によりCRCCの電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ない場合。

(5)契約又は契約者とCRCCとの間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。

(6)その他CRCCの業務遂行上支障がある場合。

尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

(7)解除の際の機器撤去費用としてCRCCに5,250円(税込)をお支払いいただきます。

第11条 個人情報

CRCCは契約者の個人情報(以下「個人情報」という)を個人情報の保護に関する法律及びCRCCの「個人情報に関する宣言」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
- (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
- (3) 個々の契約者に有益と思われるCRCCのサービスまたはCRCCの業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等による送付、または電話すること。なお契約者は別途定める方法で届け出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
- (4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
- (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
- (6) 契約者の解約日より10年間を限度として、(1)～(5)に定める利用目的のために個人情報を取り扱うものとします。但し、加入者であったときのサービスの利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認められた場合には上記の限度を超えて利用することができるものとします。
- (7) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- (8) 上記(1)～(7)にもかかわらず、次の場合にあっては、その限りではありません。

ア) 法令に基づく場合。

イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

第12条 債権回収代行会社等への回収業務委託

契約者が本利用料金の支払いを怠った場合は、CRCCが債権回収代行会社への債権の回収業務を委託する場合があることを契約者は予め承諾することとします。

第13条 紛争の処理

CRCCと契約者の間に紛争が生じた場合、CRCCの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第14条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、CRCC及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。